

法人のお客さまの新規口座開設について（お知らせ）

当JAでは、マネー・ローンダリング等の不正取引や金融犯罪を未然に防止し、安心してJAをご利用いただくため、法人のお客さまの口座開設に際しては、2025年12月以降、口座開設にかかる審査を実施いたします。

お客さまにはご不便・お手数をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新規口座開設をお断りする場合について

当JAの事業エリア内に「本社」や「営業所」等がない場合は、原則口座開設をお断りさせていただきます。なお、当JAの事業エリアは、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、綾瀬市、大和市、鎌倉市、座間市、海老名市でございます。

また、申し込みいただいた店舗によっては、「本社」や「営業所」等の最寄りの店舗をご案内する場合がございます。

2. 必要書類について

審査のため下記書類等について、原本のご提出をお願いいたします。口座開設の際は改めてご来店いただき、当JA所定の口座開設申込書等の記入をお願いいたします。

(1) 法人確認書類

- 登記事項証明書（発行後6ヶ月以内）
- 印鑑登録証明書（発行後6ヶ月以内）
- 来店される方の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）
- 委任状（来店される方が法人の代表権を持たれていない場合）

(2) 事業内容等の確認書類

- | | |
|------------------|--------------------------|
| ・ 定款 | ・ 決算書類等（新規設立法人であれば事業計画書） |
| ・ 事業に必要な行政庁の許認可証 | ・ 取引先への提案書、見積書、契約書 |
| ・ 会社案内（パンフレット等） | |
| ・ 法人設立届出書 など | |

(3) 実質的支配者の確認

- 議決権保有比率の合計25%超等の個人の方（一般社団法人等の場合には、収益総額の25%超の配当を受ける個人の方）の氏名・住所・生年月日等の申告。
- または、下記書類のいずれか。
実質的支配者リストの写し（発行後6ヶ月以内）、株主名簿、法人税確定申告書別表二の明細書、出資者名簿 など

3. 口座開設にあたっての審査について

- 口座開設にあたっては所定の審査を実施し、ご回答までに2週間～1カ月間程度お時間をいただくことがあります。
- 審査の過程で、追加で書類の提示をお願いする場合がございます。
- 追加の書類を提示頂けない場合や審査の結果、口座開設をお断りさせていただくことがあります。なお、審査結果につきましては、口座開設の可否のみをお伝えし、理由等についてはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

以上